

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻67号 93/11・12合併号 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年1月28日(金)PM3~5 申立人証言(河村) 芦屋市役所東分庁舎2F
処分者側反対尋問

10/9 市芦反彈圧闘争7周年集会 成功裡に開催



も／く／じ

特集 10/9 市芦反彈圧闘争7周年集会

市芦の募集定員減を許さず、公平審闘争に勝利しよう！	市芦救援会事務局	2
集会雑感	事務局	3
真実を叫ぼう	市芦救援会会長 玉本 格	4
処分根拠も示せぬ異常な処分 教育基本法違反も明白	弁護士 在間 秀和	5
分会・支部組織の支援を結集し、現場復帰をかちとろう！	兵高教副委員長 川上 通夫	8
ああ 無情	市芦反彈圧闘争を支援する会 金山 健二	9
連帯アピール文 私たちのちっぽけな良心をかけた闘い	井上龍一郎	10
集会決議 今こそ高校全入の思想を		12
活動日誌		11

特集・10/9 市芦反弾圧闘争七周年集会

市芦の募集定員減を許さず
公平審闘争に勝利しよう！

市芦救援会事務局

去る一〇月九日、「市芦反弾圧七周年集会・市芦救援会総会」を芦屋市民センターで開きました。七月二〇日の審理で処分者側証人に

対する反対尋問が終り、いよいよ申立人証言が始まって、審理も来年の結審に向けて大詰めをむかえてきたことで、三年ぶりに集会を開くこととなりました。申立人証言のトップを切った鈴木先生の証言（八月）が、市芦の生徒の話を軸とした教育実践の話となり、多くの支援の方々にも深い感銘を呼び、本集会前日に行なわれた審理でも「松本教育改革」の生徒切り捨ての実態とその本質が余すところなく語られて、市芦教育への熱い思いを持った方々が本集会に多数参加されました。

集会は、市芦救援会・兵高教市芦分會・市芦反弾圧闘争を支援する会・兵高教阪神支部の共催となり、会場には多くの市民、市芦卒業生をはじめ、兵高教、芦教組、園田学園中高等学校教組等の教組や民間労組の支援の方々が百名近く参加されました。

限られた時間の中で、次々と温かい激励をいただき、審理において処分者側を徹底的に追いつめてきた申立人・弁護士にとって大きなげみとなる集会となりました。支援の皆さま方に厚く御礼を申し上げます。

当日会場入口には、遠く福岡の井上龍一郎先生から、共に不当処分と闘う仲間として送られました連帯アッピール文（後掲）が貼られ、各地の小さな、しかし確かなたたかいの報せは、集会の参加者に伝えられました。

最初に市芦救援会の玉本会長からの挨拶があり、鈴木先生の証言が市芦教育の真実を訴えた話として、多くの支援者の感動を得たことを紹介されました。そして「同和教育を逆利用して自己の立身出世とする者が増えている中でこそ、この運動は負けられない」「障害者を切り捨てる芦屋教育に反撃を」と、力強く訴えられました。（後掲）



次に市芦救援会の滝山事務局長から、経過報告として、「救援会通信」に目を通し、あらためて自分の位置を見える卒業生のことや支援者の心に確実に市芦教育の真実が届き、受けとめられている話が紹介されました。そして、それらの温かい支援を受け、来年の結審・勝利裁定をかちとる闘いへの決意と、さらなる支援の要請がされました。

続いて弁護士団の在間弁護士から、反対尋問における処分者側の違法不当性を明らかにし



た審理経過報告がなされました。（後掲）さらに支援・共闘団体として、まず芦屋地労協の岩崎副議長からは、地労協として市芦支援の強化をはかっていくとの連帯の挨拶がなされました。



次に兵教組芦屋支部松井支部長から、芦教組として市教委のねらいとしての組合つぶし、解放教育つぶしは阻止しているが、今日変化している子供・親を前にもう一度現場実践を積み上げることが緊急である。その中で市芦支援の大きな輪が作り出せるとの連帯の挨拶がなされました。



続いて部落解放同盟芦屋支部山口支部長から、原点として二三年前の同盟支部結成以降の市芦や芦教組の先生方との高校全入運動、進学保障制度をかちとる取組みの話が紹介されました。そして、その後の松本教育長が市の同和教育審議会答申を踏みにじり、子供を切り捨ててきたことに対し、地域の中で闘いの輪を広げていくことの訴えがなされました。

また兵高教川上副委員長からは、生徒の進路・就学保障へのとり組みが話され、市芦教員の現場復帰に向けて全県下の分会・支部のとり組みを一層強化していくこと、まだ若い少数組合であっても、市芦の仲間と逆にならぬために頑張らねばならないとの力強い訴えがなされました。（後掲）

ついで、市芦反弾圧闘争を支援する会の金山先生から、鈴木証言によってあらためて市芦教育の実践に触れ、定通つぶしによる生徒切り捨ての攻撃に対して闘っていくこととの連帯が話されました。（後掲）

そして市芦救援会の玉田副会長から「『教育改革』の虚実を問う」と題する記念講演が行なわれました。市芦処分、「教育改革」に関して、臨教審答申との関係から、国家のすすめる「教育改革」の実態とそれが生徒に何をもたらしてきたのかについて話をされました。芦屋市における「松本教育改革」「学校

教育審議会答申」に触れ、「多様化路線」による制度いじりによって生徒の学習意欲は喚起されるものではないことを訴えられました。最後に、市芦の先生方の闘いを支えるものは支援の方々の「水平的な横の結びつき」しかないこと訴えられました。（次号にて、新たに寄せられた原稿を掲載）

最後に集会のまとめとして、市芦分会の森村先生から集会決議文（後掲）が朗読され、参加者全員の拍手をもって採択されました。

集会雑感

事務局

井上先生を講師に招いた集会から三年。長い年月に疲れを感じることも多い此頃ですが、やはり人との出会いで少しネジがまけるような、そんな気がします。秋晴れの土曜日の午後、予想以上の仲間の人々の参加があり、閉会後の交流会も元気にもたれました。鈴木先生の友人で、名前しか聞くことのなかったMさんから、二〇年以上前の芦屋での教師・市民の学習サークルの話や、今日の予備校での青年達との出会いまで、人との出会いの話の中で、六〇年代と七〇年代世代のこだわりの違いと共通点が少し見えてきた気がしました。このなえた時代に、こだわりをもちつつけて、しかもしなやかに、「そうさ、お前がキャプテンオブザシップ」よいお年を。

真実を叫ぼう

市芦救援会会長 玉本 格

最初、会長をやってくれと言われて、もう年もいってるからあかんど言うとなったら、かまへんということ、それでやりまひよかとなったら、もう七五才になってしても、年をとったなあと思えます。

でも、年よりも若く見えると言われてまして、それは、こういうのに参加させてもらっているということが気分的に若くなるということとちやうかなと感謝してますね。お礼を言わなあかん。

いつも市芦の皆さんを見て、毎日のように会議を開かれ、弁護士さんに緻密な資料を提供したり、研究を一緒にされたりして、すばらしい成果を出しておられます。公平委員会も長引きましたが、僕ら自身が勉強になるようなことでしたし、それに対してありがたいなあと思っています。

いよいよ本番に入ってきた感じになってきたわけですね。会場の入口の所に、九州の井上さんが鈴木さんの証言の感想を書いてきてくれています。子供を思う教師達の姿を鈴木

さんが証言された。すばらしかった。子供の姿が出てくる。そこに真実があると思う。それに私共がうたれた。うれしかったのは、「解放新報」という新聞にも話がのせられていた。こういうようにして、私達を支援して下さる人達が書いて下さるということが、さらに力づけられてうれしい。そういう気持ちをもちました。

最近、世の中がひどくなってきた。「えんぴつ」の家だより」の中にもこの前書きましたけど、党利党略、私利私欲と思われることが多い。昨日までのことが今日は態度をかえてしまう。そんなことが許されるんか。

そんな中で真理を追求していく、真実を追求していく、というのがここにあるということをつくづく私は思います。

こういう世の中にあって、差別の問題をかじって、逆利用して自分の立身出世にするど



この校長や教育長。しかも多くの犠牲者を出して、なんてひどいことか。

昨日の審理で、処分者側の弁護士（寺内）は、校長のいうことは全部聞かないかんやないかというような口ぶりをしました。一体何をいうとんか、それがまちがってるから公平委員会でもやりよるやないかと。

「同和教育」からはなれたとたん、差別者に変わってしまう。そういう空気が今の日本にふえてきている。そういうことを追及せないかん。だからこの運動がまけたらあかんと思う。必ず勝ち抜いていかなあかん。とことん最後まで正しいことを叫んで、ねばり強く真理を追求していかなあかんと思います。

障害者向けのパンフレットを読んで、障害者の人達も一緒に学びたい。今日来て分かったけど、「生徒切捨ての教育を許さないぞ」「市芦の募集定員を減らすな」というスローガンがある。

芦屋市は毎年募集を減らしてきている。年々生徒数は減ってきているが、芦屋の市民は何をしているのかと思う。芦屋市の人が大損をしている、自分達の子供が切り捨てられていくわけです。

そういうことのお願ひもいたしまして、言葉たらずですが、心からお礼を申し上げます。今後ともよろしく願ひします。

処分根拠も示せぬ異常な処分 教育基本法違反も明白

弁護士 在間 秀和

今日配られました資料がありますが、これを見てもらいますと、誰がやってきたのかと思われる位に長い間やってきました。

特に前田校長とは一年近く付き合ってきています。その後、小林部長で一九八九年一〇月に主尋問が始まりまして、終わったのが九三年七月という、これはおそらく歴史に残る超ロングランだと思います。

回数だけで見ましたら我々もしんどい仕事をした気がしますが、実は楽な仕事をさせてもらってまして、とにかく材料はほとんどそろえてもらって、これをやれと、我々はロボットみたいなものでした。

特にこちら側の立証に入りましたのは八月からで、鈴木先生は私が担当で、実に完璧な準備ができていました。これ程熱心に準備していた事件はありません。

前田校長の印象はたよりない管理職という感じでした。彼の空出張の問題について、彼は最後まで「新潟まで行ったけど、腹が痛くて途中で引返した」という事を言っていた

が、最終的には審査長が「事実はいたいわかりました」と発言しました。

要は、それ程明々白々な空出張を校長という立場の人間がやりながら、河村・深沢先生に対して組合の支部執行委員会に行ったという事で、職場離脱ということで一ヶ月の停職処分をしてきました。これは、以前から行なわれている正当な組合活動だと思いますが、もしそれが懲戒処分にあたるなら、前田校長の行為は何んだということになるはずですが、結論的には懲戒処分、強制配転処分について、何故それが許されるのかという処分者側の合理的な説明はまったくなかった。

その後、小林管理部長の証言に入ります。彼は教育委員会のメインの証人です。昨日の証言でも出ましたが、当時の松本教育長が、管理部長は人事の最高責任者であるということとは言っていますし、しかも、松本の片腕として最後まで熱心にやってくれたと評価していた人物ですから、小林証人がどういう証言をするかということによって、事件の勝敗が

決まるというぐらいの証人です。

主尋問はたったの数時間で、これが実にひどかった。何がひどかったかと言いますと、処分を根拠づける何らの納得できる理由がまったく示されなかったという点です。ゼロ以下です。

教育委員会の立場で本音を言わせるとすると、「市芦というのは組合管理のもとにあって、校長の権限も奪われておる」ということだと思えます。それをもろにしゃべれば不当労働行為的なものになってしまうので、彼らとしては正面から出せない。

特に強制配転については「何も意図的にやったものではない。手続きにのっとってやった」と言わざるを得ない。そうしないと処分が合理化できない。「この処分によって先生方にはいささかの不利益も生じていない」と言わざるを得ない。配転ですから配転する必要性がこういうことで、移されたところは、こういう人材を求めていたと、いうようなことをきちんと立証しなくては行けなかったわけなんです。

ところが現実はどうだったかと言えは、これは本当にひどい話です。

例えば、多くの先生方が現場の教員から指導員という身分にかえられた。そうすると指導員という身分はどういうものかという事になる。鈴木先生の場合は定数条例改正前に指

導主事として配転させられています。指導主事は地教行法に規定があります。充て指導主事というものです。それはちゃんと法律に書いてある。

ところが、指導員というのは法律には書いていない。芦屋市においても指導員についてはっきり決めて書いてあるものはないんです。そうすると、教員から指導員というものに変えた、この身分の問題は大きな問題です。これを小林証人に追及した。そうすると彼はこんな証言をしました。

教員身分は失なったのかと尋ねたら、「いや、教員身分をもったまま指導員になった」と証言する。教員とは何かと聞くと、「教員とは教育職給料表の適用者である」と答えた。そんなバカな話はないわけです。まず身分や地位が決して給料が決まるので、その逆ではない。

また、教育公務員特例法（以下、教特法と略）に「教員」とはという定めがある。教員という身分をもったまま指導員と言ったが、その「教員」というのは教特法の教員かと尋ねたら、証人は「ちがう」と言うんです。そしたら教員とは何かと言うと、先程の話を繰り返して、教育職給料表の適用者と繰り返すだけなのです。

市芦の先生方は、元来教員として採用されている。ところが彼の説明によると、指導員

ということによって教特法に書いてある教員の身分は失なったことになる。そうすると、重大な身分の変更ということになる。ところが彼はそれについて満足な答えはまったくないままなのです。

審理の当初から市教委側は言っていたことですが、この処分では先生方は何らの不利益を被っていませんと、何故ならば給料は落ちておりませんと、その一点なのです。金さえ払っておけばいいのかということになる。

教員としての教育権を奪うことが最大の問題です。身分上も指導員は係長にはなれないという意味で降格といえる処分なわけです。

身分変更の根拠も示せず

問題の二点目は、市芦の教諭という身分から指導員という身分に変えたという手続きの問題です。身分を変えるには規則に基づかなければいけない。この点、彼は主尋問では、「配置がえ」と答えた。我々の反対尋問でも「配置がえ」と言いはった。そこで、公平委員もおかしいと思って、「転職ではないか」と助け船を出した。小林はそれに対して「転職ではありません」と答えた。そこでさらにこちら側が追及すると「答えられません」と言い出した。「人事の最高責任者が答えられないとはどういうことだ」と追及すると、

と思うのは教育基本法だと思っています。

今回の処分は教育に対する権力の介入であって、教育の不正常を招くことになる。そこで我々の根拠とすべきものは教育基本法ではないかと思っています。

新ためて、教育基本法とはどんな事が書いてあるかと、若干大事なことだけ紹介しますと、第一条で「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と奉仕を重んじ、自主的精神に充ちた心身と健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」と。また、第一〇条で「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負って行なわれるべきものである」と。

結局、この教基法に書いてある精神を實踐しているのは誰かということ、これを再確認する必要があると思う。

彼らが言っている本音というのは、組合がおかしいと言っているだけで、そこでどういう教育が行なわれているのかという中味を問うことなく、ただ組合はけしからんということだけで権力的に介入しようとした。

しかし、まさに教基法の精神にのっとって教育実践が行なわれていたのが、市芦の教育ではなからうかと思う。

特にこの事件の関連でいえば、教基法の六

彼は結局「次の審問で明らかにします」と逃げてしまった。次の審問では彼は、「検討した結果、転職です」と言った。「前回、配置がえと言ったじゃないか」「いや、検討すると転職です」と。



結局、その話を聞いても、教諭から指導員へ変えたということの根拠は何かということについても、市教委の人事の最高責任者も定かでないというのです。逆に言いましたら、この処分がいかに異常な処分であるかということをおぼろしくしています。

ここまで大規模な攻撃を加える以上は、少なくとも手続きの上では十分形を整えているだろうと思っていた。ところが、ふたを開けてみたらとんでもないわけです。管理部長さえ満足な証言をできないわけです。

資料の中で、第四三回審理で小林逃亡と書いてあります。これはまさにそのあたりを追及している時に、尋問の最中に「もうよろし

条に「法律の定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない」と書いてある。そういう教育実践を保障するために教員の身分をできるだけ尊重しなければならない。

我々の柱はこれです。要するに、教基法の精神にのっとって先生方の身分を奪ってはならないということ、この法律はうたっています。それをつぶそうとしているのは今の市教委です。こういうことを立証しはじめようとする時にあらためて確認する必要があると思います。ここにいたって我々に勝利が見えてきたという感があります。

公平委員会という権力の間で闘っている中で、気をゆるめるわけにはいきません。その場で勝利の判断をさせることは並大抵ではありません。長い審理の中で市教委を追い詰めてきたと思います。ただ、闘いの場は公平委員会の場の中だけではありません。芦屋の教育に関する人々がこの問題に興味を持っていたいて、市教委に様々な形で真理をつきつけていくということで勝っていないか、最終的な勝利は勝ち取れないかと思っています。

そういう意味で、公平審判争いだけでなく、市芦の弾圧に対する闘い全体の支援を今後ともよろしくお願いします。

教育基本法違反の教員身分剥奪

特に鈴木先生の二回の証言をお聞きいただいたらわかると思いますが、ようやく市芦の教育がどんなものか見えてきたと思います。

ところで、この時点で再度確認しておきた

分会・支部組織の支援を結集し 現職復帰をかちとろう！

兵高教副委員長 川上通夫



この間、七年前余にわたる市芦分会ならびに市芦救援会の、きびしい中での闘いに対して、心から敬意を表したいと思います。

昨日、県教委との交渉がありまして、県教委が困っている問題が二つあると言います。一つは市芦の問題をどう解決するかということ、もう一つは、七八年に始まりました県立高校に対する強制配転の人事委員会に不服申し立てをしている先生方に対して、一五年になりますその先生方を配転することが県教委が出来ませんから、数十名の先生方が同じ学校におられるので、人事異動の際に困っているという話が出ました。

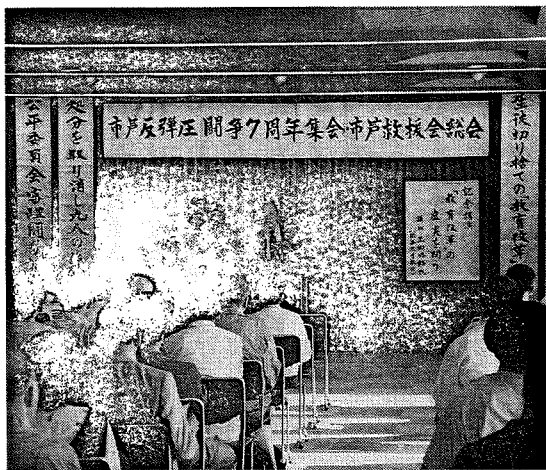
自民党政権が倒れ細川政権が誕生したといっても、芦屋の教育行政の姿勢が変わったということではなく、当然、兵庫県が変化したということでもない。

一時金も〇・一五ヶ月カットされるとか、不況の中で高校を卒業する生徒達の就職が不調になっています。多くの生徒達が試験で落とされています。それらの問題をどういう教

員がとり上げて頑張っているかという点、兵高教の仲間が各地でとり組んでいるのです。

ある高校では授業料免除の措置をめぐり、約一六名の生徒について県の財務課が決めたねておいて、全員が保留になっている。県の行政の怠慢といえるのです。

市芦の闘争は苦しい中で闘われています。九名の先生方の現場復帰をかちとる闘いは、まだまだ県下の高校現場への情宣をしていかねば勝てません。県立神戸支部、尼崎支部、東播支部、西播支部などにおいて、執行委員会が公平審を傍聴したり、市芦の闘いを支部



ニュースに載せて組合員に知らせ、救援会活動に参加しようという取り組みをはじめたばかりです。

僕らが組合を作ったのは一九八九年ですから四年で、組織的には少数ですが運動は貴重なものをもっています。まして、市芦分会から元気づけられている部分があります。

きびしい状況の中で、市芦の人達と同じ位の年令で組合を作った時も、厄年前で厄払いにはならなかったということを支部結成の時に話をしたおぼえがあります。

これからもきびしいことが多いですが、大きな組織にもよびかけ、展望を切り開いていきたいと思っています。

ああ 無情

市芦反弾圧闘争を支援する会
金山健二

支援する会の会計をやっています。定時制高校に勤めています。教師になって八年目になるので、大体、市芦のことがおこって一緒にいるのかなあと、あらためてびっくりしているんです。

週に二回位、振り込まれた会費の領収カードを書いたりしてありますが、こないだも、わずかばかりですがということでしたが、向こう三年間の会費が送られたりして、これから先も長く続くねんと思ったりして。(笑)

昨日、何かしゃべっていいと言われて、夜なかなか寝つかなくて困って、手元にあった本を読んで、「レ・ミゼラブル」という本で、読んでうちに市芦の先生らが主人公のジャンバルジャンに重なってきて(笑)、ああ、無情と(爆笑)、四時位までかかって半分位読んだんですが、結局ほとんど寝むれずに、今もボーッとしてるんですが、ジャンバルジャンが丁度小川先生みたいで(笑)、向こう側の追及するのがジャベルとかいう刑事が、どうも小林証人とか寺内弁護士のように

に思えてしかたがないんですね。

昨日も組合で少し話をしてたんですが、寺内弁護士というのは相当悪い弁護士やなあと(笑)、弁護士さんというのは今まではええ人ばかりやなと思ってたんですが(笑)、県高支部の書記長が、弁護士というのは半分以上は悪いねん(爆笑)といまして、一度、在間先生に聞いてみたいんですが(笑)。



以前、一度鈴木先生に思わぬ所でバッタリ会ったことがあります、三年位前に海洋体育館でヨットを貸してくれるんですが、そこへ昼間に乗りこいこうと思ってきたら、冬にかかる頃でしたか、鈴木先生がいてはったんです。鈴木さん、ヨット乗りはるんですか」といったら、「視察です」というんですね。あれーっと思つて、きれいな背広きて一人でじーっと、何をするのでもなく、ボーッと(笑)、よっぽどヒマな仕事なんかあ

と(笑)、その時思ったんです。

それで、この前、びっくりするようなというか、証言をされてまして、あらためて市芦の教育というのは、聞いたり本で読んだりしたことはあったんですが、今回証言されるのを見て、すごい内容やってんなあとあらためて思いました。

僕は定時制高校ですので、市芦と同じようにこれから先、つぶされようとしてまして、あとで玉田先生からも話があると思いますが、定時制高校はお金もかかるし、非効率めやというところで、つぶして単位制高校にすると、それで、神戸や長田高校などの「いい」学校を残すと。それでまん中には総合学科の学校を残し、その下に単位制高校を置いて、そこには市芦にきているような子とか、定時制にきているような子も一応入学できるかもしれないけども、何年たつて卒業できるか、誰も面倒みてくれないし、そういうおそれは充分あると思います。

今年も姫路北、尼崎稲園の二校に単位制が入ってきて、神戸市内にも二・三年後には入ってくる。

目の前にいる生徒がこれから居なくなったら困るという思いで、がんばっていいかなあかんと思っています。

これからの審理もまだまだ長いようですが、一緒にがんばりたいと思います。

集会への連帯アピール文

一九九三・一〇・五

市芦救援会のみなさまへ

私たちのちっぽけな良心をかけた闘い

井上龍一郎

七年の永きにわたる反弾圧の闘いごろう
さまです。

市芦救援会通信65号、鈴木紀之さんの証言「生徒の心と気持ちを聞いていく」を何度も読みました。市芦の教職員が何を感じ、何を思い、どのように教育を進めたのかがよくわかりました。具体的なエピソードの紹介の一つひとつに共感しました。

教室での子どもの表面的な姿だけを見て教育を進めていくならば、私達の仕事は簡単です。「荒れる」子どもなど切り捨てていけば教室は静かに、「よい子」たちの集まりになっ
ていきます。

私は、小学校に勤務しています。私の教室では、「どの子ども存在の意味を実感できているだろうか。」と考えさせられました。高校の教師たちは、「中退していく子どもたちの思いに心を悩ましていくだろうか。」と考えてみました。高校の教師たちが家庭訪問をするなどという話をあまり聞けません。子どもが「問題」を起こしたとき、親が学校に呼び

出されて注意をされたり、退学を強要されたりという話はよく聞きます。

高校は、義務教育ではないのですからそれで良いのかもしれませんが。学校にとって都合が悪い子は学校から追放してしまうのが具合がいいのでしょうか。

毎年発表される全国の高校中退者の数を見ていると、ここ数年激増しているのではないですか。この子どもたちの「心の痛み」は誰がわかっているのでしょうか。数字の奥から聞こえてくる「叫び」に誰が耳をかたむけているのでしょうか。今の高校にあまり多くを期待できないようにおもいます。

市芦の教育は、子どもの「生活」に目を向けたところから出発したのではないかとおもいます。「荒れる」子には、「荒れ」なければやっていけない理由があるはずで、人生を絶望した子は、それを感じた人生や生活の体験があるはずで、市芦の教職員が家庭訪問でそこに気付いたとき勇気をもって子ども
の生活の中に入っていくのではないでしょ

うか。そして、共に生きていくとしたたけではないでしょうか。鈴木紀之さんの証言は、市芦の教職員の子どもの対する教育に対する熱い心を伝えてくれています。そして、それを弾圧したもののたちへの糾弾ともなっています。いや、今の多くの高校教育の批判として受けとめた方が良いのかもしれませんが。私は感動しました。

市芦の弾圧が「松本教育改革」の名のもとに行われたのが一九八六年。長尾小の卒業式に対して不当処分が行われたのが一九八八年です。私には、別個の問題、個別の弾圧とは思えません。

中曽根・高石邦夫の自民党が進めようとした反動的な教育改革「臨時教育審議会」の先取り的な弾圧であったと考えています。

臨時審は一九八四年に発足し、一九八七年に最終答申を出して終わりました。その後、答申をもとにした学習指導要領の改訂によって教育の内容を具体化して行っています。不当な弾圧は、中曽根・高石のいう「教育改革」をスムーズに行うための教育現場に根強い反対勢力に対する攻撃であったのではないのでしょうか。

臨時審は、「教育の個性化」「国際化」「教員の資質向上」などと耳ざわりのよい言葉で反動的な「改革」を宣伝しました。どこ
内実は、自主性・主体性を持たない物言わな

い教師を作り出すこと、子どもたちを差別し選別することではなかったのではないで
しょうか。

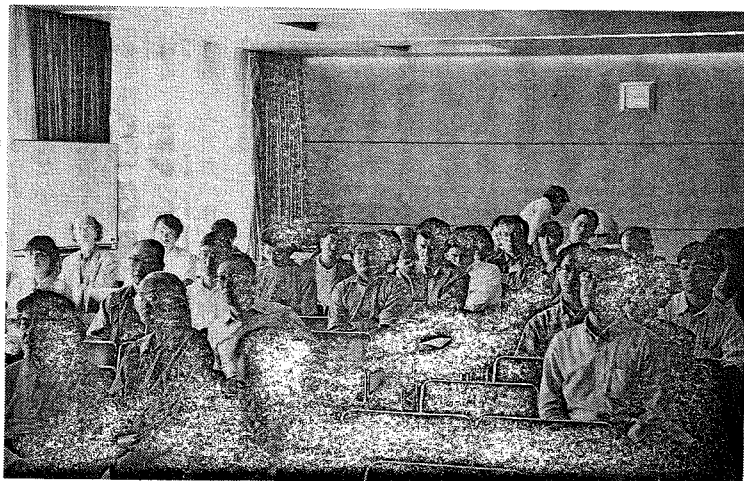
現実の学校現場は「個性化」の反対の管理教育がすすみ、「国際化」といながら一日の丸・君が代」の強制による歪んだ愛国心教育が展開され、他国民・他民族の排除と差別が拡大されています。「教員の資質向上」といながら職員会議では自由な討論がなくなり、上意下達の命令伝達の機関になっていて、「資質が向上した教員」による創意・工夫をこらした教育実践が姿を消して行っています。市芦の教育実践・長尾小の教育実践は、これら臨教審のねらいとするところの対極にあったのかもしれない。だから弾圧の対象になったのではないで
しょうか。

もしそうだとするならば、私たちは、不当な弾圧と徹底して闘わなければなりません。私たちが行ったことは、何も特別なことではなかったと思います。子どもたちのありのままの現実に立って、ささやかな教育的営みを行っただけです。子どもたちに対して、あれで十分であったなど思ったこともないし、むしろ、もっと頑張ったのではないかと反省を持っています。しかし、少なくとも良心だけは、ちっぽけな良心だけは忘れずに教育を行ったのではないかと自負があります。不当な弾圧に対して、泣き寝入りすること

は、そのちっぽけな良心さえも捨てさることになるのではないで
しょうか。

反弾圧の闘いは、私達のささやかな良心を貫き通す闘いです。そして、私たちの教育実践を高め上げる闘いです。

臨教審の反動教育行政に対する闘いであるとか、新たな侵略戦争に向かう国家政策に対する闘いであるとか大きなことを言うつもりはありません、不当な弾圧に屈することな



く、対峙し闘うものの存在そのものが、戦争を準備する者たちへのカウンターパンチになるのですから。
私たちの、ちっぽけな良心をかけて、一歩も退かず闘いぬきましょう。
私たちには、教室の真実がある。私たちに
は、教室の誇りがある。私たちは負けるわけにはいかない。連帯しあって闘い！勝利しましょう！

活動日誌へ抜粋 1993.11.1～11.30

- 11・2 芦屋地労協常幹。
- 4 事務局会議。
- 8 分会拡闊委。
- 9 兵高教県立神戸支部執行委へ市芦処分の報告で七名参加。
- 12 法対会議。
- 13 兵高教本部教研で「市芦公平審七年間の闘い」を報告。兵教組本部教研参加。
- 14 阪神地区部落解放研究会に参加。
- 16 大阪国鉄まつりに参加。
- 17 芦屋地労協常幹。
- 19 第五回市芦公平審。
- 25 対市教委交渉（市芦勤務時間等）通信No.66発送。
- 27 分会決起集会、対市教委交渉（勤務条件等）全県分会代表者会議。
- 29 事務局会議。

集会決議 今こそ

高校全入の思想を

一九八六年九月二九日、芦屋市教育委員会による弾圧が開始され、市芦反彈圧闘争が始まってからすでに七年が経過した。

そして、公平委員会審理は翌一九八七年七月に第一回が開かれてから、昨日で五三回を数えた。

この間、私たちは前田、小林両処分者側証人に対して、多大の時間と労力を費やして、徹底した反対尋問を繰り広げることによって、処分者側の主張の根拠を崩してきた。

その中で、前田証人の新潟空出張問題や処分証拠資料である学校日誌改ざん問題、また小林証人が配転の身分的位置づけ、公務の必要性、本人特定の理由について主張・立証ができずに審理途中逃亡したことなどは処分者側の立証の虚構が破綻した姿として、私たちの脳裏に焼き付いている。

ちなみに、処分者側の主任代理人である佐正市は当初から出廷を放棄しているが、「転任は裁量行為であると主張しても、それだけでは済まず、送り出し側の相当性、すなわち

どういう理由で、転任の必要性があり、かつ、本人を選んだかと、受け入れ側の相当性、すなわち、何故その人間をそこに配置換えする必要性があったかについて、主張立証させられる」と最近の自著（「地方公務員の人事と労務」一九九一年）でも今の追い詰められた立場を述懐し、この処分の不当性を白状している。

さて、いよいよこの八月から私たちの主尋問が開始され、最初の証言は、市芦が進めてきた教育とそれを潰そうとした松本教育長の権力介入の姿をくっきりと浮かび上がらせた。

続いて、申立人全員と市芦に残る組合員により、処分の不当性と「教育改革」の名による生徒切り捨ての実態を明らかにしていく予定である。

顧みれば、この七年間に市芦から排除された生徒は、すなわち改革初年度の入試で定員内不合格とされた三三名をはじめ校門をくぐることを許されなかった生徒、入学しても教員定数減に伴う教育力の低下のため卒業に至らなかった生徒は多数にのぼる。

これが松本「教育改革」の実態であった。

三年前、松本から官僚長谷川へまたも市長選のための教育長交代が行われたが、芦屋市教育行政は基本的に社会的少数者切り捨て教育路線を突っ走っている。

それに追隨して、昨年一二月に出された芦

屋市学校教育審議会答申は市芦におけるここ数年來の定員内大量切り捨てを追認し、松本「教育改革」の目玉であった選択制・能力別学級編成の失敗を選択制に変型しただけの「類型」で焼き直し、生徒定数を現行の一二〇名から一挙に八〇名にするというものである。生徒の実態を無視し、一層の生徒切り捨てを意図したこの答申を長谷川教育長は「市芦の存亡をかけたものであるという押さえをせよ」「市教委としては不転任の決意をもって実施する」と、校長を指導（「どうぞ喝」）したという。

私たちは「せめて高校だけは」という親子との願いに触れ、後期中等教育をすべての子供たちに保障する思想を、今こそ芦屋の地に根づかせなければならないと思う。

私たちは今、公平委員会審理闘争の重大な山場を精一杯闘うことによって、反撃の足場を踏み固めたい。

1. 公平委員会審理闘争に勝利するぞ！
2. 処分を取り消し、九人の先生を市芦に戻せ！
3. 生徒切り捨ての「教育改革」を許さないぞ！
4. 市芦の募集定員を減らすな！

以上決議する。

一九九三年一〇月九日

市芦反彈圧闘争七周年集会参加者一同